

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係ガイドラインの改定案
についての意見募集に対する意見提出者一覧

計 11件

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	株式会社NTTドコモ
7	株式会社ケイ・オプティコム
8	東日本電信電話株式会社
9	株式会社ジュピターテレコム
10	西日本電信電話株式会社
11	個人F

**電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係ガイドラインの改定案についての意見募集
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

意見1	考え方1	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>【対象】 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 改定案</p> <p>【意見】 本指針改定案は、改正電気通信事業法における禁止行為規制の緩和及び卸役務届出制導入等を反映したものと認識しております。 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申」において「異業種連携の促進やイノベーション創出」を目的として禁止行為規制が緩和されたことを踏まえれば、イノベーション促進を図ろうとする事業者及びそのパートナー企業の双方に萎縮効果を与えてしまうなど、実質的に過度な規制とならないよう、本指針の適切かつ柔軟な運用をお願い致します。 当社は引き続き公正競争ルールを遵守し、広範囲の異業種のプレーヤーとのコラボレーションを推進し、イノベーション促進及び利用者利便の向上に取り組み、産業競争力・国際競争力の向上に貢献する所存です。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 	<p>無</p>
意見2	考え方2	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>【対象】 電気通信分野における競争の促進に関する指針の改定案 第4 コンテンツの提供に関する分野 2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>【意見】 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の行為であっても、問題行為があった場合には業務改善命令の発動対象とすることに賛同します。 協調的寡占状態のもとでMNO3グループの市場支配力や交渉力は強大になっているため、特にMNO3グ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 	<p>無</p>

<p>ループによる電気通信事業法上問題となる行為については注意深く監視していただくと共に、問題行為があった場合には市場への影響を最小限に抑えるため迅速に措置を講じていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
<p>意見3</p>	<p>考え方3</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【対象】 □電気通信分野における競争の促進に関する指針の改正案 ・NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸得電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインの改定案</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が平成 27 年 2 月より開始した「光コラボレーションモデル」(サービス卸)のサービス提供事業者の数は平成 28 年 3 月時点で約 300 社にまで拡大しており、その卸契約数は 300 万契約を超えています。また、従来から電気通信事業を営んできたISP事業者、携帯電話事業者及びCATV事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTHサービスを活用した新たな融合サービスが登場し始めています。 ・ 「光コラボレーションモデル」の提供にあたって、当社は、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」及び昨年2月に策定された「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」等を遵守しており、その遵守状況は、昨年 12 月に総務省が確認し、情報通信審議会に報告されたところです。当社としては、引き続き今回のガイドライン改定案についても遵守していく考えです。 ・ また、今後も、「光コラボレーションモデル」の提供を通じて、通信キャリアのみならず多様な事業者の創意工夫によるイノベーションの促進や多種多様なサービス創出を下支えすることで、光の新規需要拡大、ICT利活用の促進、ひいては我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献していきたいと考えています。 ・ その際、今回の電気通信事業法の改正が卸電気通信役務の提供条件の事後届出制であることを踏まえ、本ガイドラインの運用にあたっては、ガイドラインに定めるルールが事前規制でなく事後確認であることをまずは徹底していただきたいと考えます。さらに、事後確認にあっても、卸提供事業者及び卸先事業者の取組みを細部にわたって監視して各事業者を萎縮させるのではなく、むしろ新たな価値創造に向けた自由な挑戦の後押しをするような運用をお願いしたいと考えます。 ・ なお、市場実態をよりの確に捉える観点から、今後の情報通信市場の把握にあたっては、FTTHサービスの事業者別契約数シェアについて、これまでの「自己設置」または「接続」提供ベースの契約数だけでなく、「卸役務」提供ベースの契約数も加味し、最終利用者向けサービス全体の事業者別契約数シェアを取り扱うよう改め、最終利用者が具体的にどの提供事業者のどのようなサービスを選択しているのかといった、利用者視点に重点をおいた市場把握を行っていただきたいと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 	<p>無</p>

【東日本電信電話株式会社】		
意見4	考え方4	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>【意見】 2020年代に向けては、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用し、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションを促進することを通じて、新事業や新サービスの創出による経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことが重要であると考えております。</p> <p>当社も、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えするべく、平成 27 年 2 月 1 日より、「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供を開始し、平成 28年3月末時点で卸先事業者は 255 社、卸契約数は 161 万契約となっております。また、これまで電気通信サービスを提供していなかったエネルギー分野、警備分野、不動産分野等の異業種からの参入も相次ぐなど、「光コラボレーションモデル」は順調に拡大しているところであり、今後も引き続き卸先事業者の新規開拓や支援を積極的に行うことにより、その更なる拡大を図っていく考えです。</p> <p>当社はこれまでも「光コラボレーションモデル」の提供にあたり、事後規制としての法令解釈の明確化を図る目的で制定された本ガイドラインを遵守しており、その遵守状況は、昨年 12 月に総務省が確認し、情報通信審議会に報告されたところです。今回の改正案も、電気通信事業法、消費者保護ガイドライン等、関連法令の改正をふまえたものであることから、当社としてはこれまでどおり、本ガイドラインを遵守する考えです。</p> <p>本ガイドラインの運用にあたっては、多様な事業者によるイノベーションや自由なビジネス展開を萎縮させるのではなく、光コラボレーションモデルによって実現する多種多彩なサービスの創出を後押しして頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 	無
意見5	考え方5	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>【対象】 NTT東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン 改定案 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 改定案 フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン 改定案</p> <p>各ガイドライン案共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条) ・ 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2) ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 	無

<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条) ・不実告知等の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第1号) ・勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第2号) ・卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法第 27 条の3) <p>上記事項に関する各ガイドラインへの追記について</p> <p>【意見】 本ガイドラインに、電気通信事業法の消費者保護ルールに関する規定内容が盛り込まれたことについて、市場の公正な競争環境を保つ観点から賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
<p>意見6</p>	<p>考え方6</p>	<p>提出意見を踏 まえた案の修 正の有無</p>
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動体通信に於いて、低廉な価格の導入が総務省より出されましたが、5000 円以下にするように言えば、4900 円大手 3 社同一など国をおちよっています。電波は公共のものであり、だからこそ競争を促進する必要があるのです。MVNO などへの回線の卸を低速化なしで義務付け、将来的には、電力自由化と同じように移動体通信事業自由化を認めるべきです。特にソフトバンクやKDDIは公共財産に対しての意識が低いといえます。自由化の際、キャリアメールと呼ばれるものも開放することを義務付けます。または、MVNO が採用するメールアドレスをキャリア認証として LINE などでも使えるよう便宜させます。民間に口出するなというのなら、公共財産でない分野、エネルギーや土木建築、食品など業態を変えれば良いと思います。 ・KDDI は光ファイバー事業で 2 年縛りなどが無いプランに対し、割高で提供しています。企業努力で不問ですが、このように元国産事業団体に関わる事業は、独占に違い場合、値下げして促進し、苛烈すぎる場合は、高止まりさせるなど米 FRB のような処置が必要だと思えます。現在の光ファイバー事業は、ADSL の新規加入もなぜか中止になり、NTT が関わっているのに独占状態です。この時は、FRB のような利上げ利下げの判断も必要になってくるのではないのでしょうか？ <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため、参考として承る。 	<p>無</p>
<p>意見7</p>	<p>考え方7</p>	<p>提出意見を踏 まえた案の修 正の有無</p>
<p>【意見】 本来のガイドライン策定にあたって、あまりにも不可解なことがあり、意見させていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため、参考として承る。 	<p>無</p>

<p>そもそも、安倍総理の「携帯電話の料金の見直しを指示」は、家計における携帯電話の支出割合が高く、今後の消費税増税に備えて、携帯電話の料金を引き下げる競争を促すことによって、家計消費の落ち込みを最小限に抑え、再びデフレになることのないように日本経済を立て直す一助になればとの思いからだと思えます。</p> <p>しかしながら、今回のガイドラインの策定作業において、当初から諸外国に比べ、日本の携帯電話料金は高くないので、長期利用者と短期で乗り換える利用者に不公平が生じているのでそれを改正すると目的がすり替わっております。携帯3社は現在の利益水準を維持するために、競争を避け、談合に近い料金体制をとっており、総支払額を引き下げる意志はまったくないと思われる。</p> <p>また、MNPの制度は、本来携帯キャリア間の競争を促進させるために、作られたものではないでしょうか？今回のガイドラインはMNP制度を事実上潰すものであり、時代に逆行しているだけでなく、MNP制度を苦勞して作られた、総務省の諸先輩方の努力を踏みにじるものであります。</p> <p>日本国内の携帯電話は既に飽和状態であります。キャリア間の競争をもっと促進させることによって世界に先がけて携帯電話料金を劇的に下げれば、新たなブレイクスルーが生まれるのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
<p>意見8</p>	<p>考え方8</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】</p> <p>3大キャリアからMVNOへの提供プランに、「電話かけ放題(通話定額)のプラン」の提供を義務付けて欲しい。ドコモ、au、ソフトバンクの3大キャリアと新規参入のMVNOとのサービス内容の格差は大きく縮まりつつあります。最後に残っているのが、「電話かけ放題(通話定額)のプラン」の有無です。MVNOの中には自社負担で同サービスを提供している会社もありますが、抜本的な解決策として3大キャリアに現在は行っていない同プラン提供を義務付けて欲しいと思えます。</p> <p>「電話かけ放題(通話定額)のプラン」を、3大キャリアから仕入れて自由にユーザーに販売できるようにすることで、MVNOに完全な競争体制が生まれます。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため、参考として承る。 	<p>無</p>
<p>意見9</p>	<p>考え方9</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】</p> <p>NTTとその他の通信事業者とは、置かれている立場が違うのに割引や通信費、キャッシュバック等で差別化をはからないかぎりももとの通信インフラの差や顧客数で勝るNTT docomoからの顧客の流動や競争がおこりにくく、結局は、似たような料金になり 利用料金も安くはならない。</p> <p>表面的な情報で一部の色々な会社を行き来している顧客が得をする現行ユーザーが損をしているイメージがついたようだが、現状を変更するには、時間と金銭と労力が必要なわけであり、それに対しての保証であり、負担を軽減するための措置であるため特に問題はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため、参考として承る。 	<p>無</p>

<p>問題があるとすれば、現行ユーザーが損をしていると感じていることと長期間使用しているにもかかわらず逆に料金が高額になったりすることである。</p> <p>これに関しては、料金の高額化は情報の大容量化によって高額になるのは仕方ないところだが、MVNO 事業者の設定とは、大手通信事業社は料金プラン新設したにも関わらず高額すぎるので見直しが必要だと思われる。</p> <p>さらに、長期間そのまま使っているユーザーに対して必要なくなったオプション料金などの見直しを促すアナウンスももう少し充実させる必要がある。</p> <p>これは、ユーザーにお問い合わせや足を運んでいただく必要があるのだが、それによって料金の見直しをしていただき、損をしている印象を払拭するためにも必要であると考えられます。</p> <p>ただ、携帯電話からスマートフォンになって電話機本体の使用寿命は、確実に短くなってきているので、携帯電話本体の SIM フリー化に関しては、切り替え速度を早めるべきだと考えます。</p> <p>最後に、MVNO 事業者の拡大は歓迎ではあるものの、結局のところ、ほとんどが NTTdocomo からの回線の借り受けでありもともとの巨大なインフラの整っている NTT docomo だからこそできるわけで、現状をみれば NTT docomo のほぼ独占状態。最初に書いた大手通信事業主の競争の鈍化、料金の高止まりの結果、市場の NTT docomo の独占状態。</p> <p>早急に改善すべきは、各社が競争をやめず、この独占状態を解消することが重要な点ではないでしょうか？</p> <p>既存の顧客に満足していただければ結局、顧客は離れていくということを大手通信事業主にも深く理解していただくために、競争の鈍化、市場の独占状態を解消するのが重要であります。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>		
<p>意見10</p>	<p>考え方10</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】</p> <p>電気通信事業法といえども、訪問販売・電話勧誘販売の場合は特定商取引法での取引を適用すべきであります。消費者の悪用を恐れるのであれば8日間が過ぎるまでは役務提供しないことです。</p> <p>また、確認措置については事業者ごとの個別の約款によることとなるため、非常に不透明であり、他業種の標準約款のような扱いが必要なのではないかと思われます。</p> <p>今後、国は更なるITを進める上において、人口が増加する高齢者への配慮が必要であり、つまり、契約内容の簡単明瞭化が必要であり、電力や他の業種とのセット契約で顧客の囲い込みの動きはとても簡単明瞭化とはいえるものではありません。契約でのトラブルの、事業者のロス、消費者の契約への躊躇、行政のロス等を広く考慮の上方針を定めてほしいです。</p> <p>放送事業・通信事業も一体的にとらえ、コンテンツと送信役務とでルール作りをし、わかりやすい取引を定めていただけるよう願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため、参考として承る。 	<p>無</p>

【個人E】		
意見11	考え方11	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>【意見】</p> <p>全体的に望ましい改正であると思われた。色々な点で公正性の確保や利用者保護がなされるようになってい ると感じる。しかし、当方は、これに加えて改正電気通信事業法において追記された、法50条1項の「ただし、ド メイン名~~この限りではない。」という部分について、その類型を何らかの法令等(告示、省令、指針、ガイドラ イン等)で記しておくのが望ましいと考える。</p> <p>この「この限りではない」というのは、ISPにおける最適化やCDN等を念頭に置いて記述されたものであると 察するが、この記述だけだと事業者がドメイン名電気通信役務を適切に提供しない言い訳になってしまう恐れが あると思われる。この例外の類型を何らかの法令(法律より弱いもので良い)に記しておく事で、放埒な事業者 の行いを防ぐ事が可能になり、また法律がないがゆえに機動的に随時変更を行う事が可能であるので、これは 非常に求められる記述であると考え。よろしくご検討お願いしたい。</p> <p>(その必要性についてより具体的に記述を行うと、例えば各ISPにおいてはgoogle等の事業者のページを自 らが管轄するIPの範囲内(CIDRで割り振られている範囲内)にCDNと称して置いていたりするが(当方の使っ ているISPで確認)、この様な行為に対する対応である。この様な事をISP等に断り無く行われると、利用者には 何故xxxxxx(ISP名)の管理するIPなのにgoogleのページが表示されているのか疑問が生じるであろうし、 その様な自体はセキュリティ的な観点からも少々問題があるものである。この様な行為が無規範に行われる事 の無いよう、ドメイン名電気通信役務等の厳密性を崩して良い場合の類型を記述していただきたいという要望で ある。)</p> <p>【個人F】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正案に賛同の意見として承る。 ・ 改正電気通信事業法第50条第1項に 対する意見については、本意見募集 の対象に対する直接のご意見でない ため、参考として承る。 	無